原本

定　款

アークランドサービスホールディングス株式会社

定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、アークランドサービスホールディングス株式会社と称し、英文でARCLAND SERVICE HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配し管理することを目的とする。

１．レストラン、ファースト・フード店、飲食店の経営
２．弁当、惣菜等調理食品の製造および販売
３．フランチャイズチェーンシステムによるレストラン、ファースト・フード店、飲食店の加盟店の募集および加盟店の経営指導
４．レストラン、ファースト・フード店、飲食店用の食材の加工および販売
５．飲食店経営のコンサルタント業務
６．店舗用設備、什器、備品の賃貸、売買および輸出入（古物含む）
７．店舗の企画・設計・施工・管理
８．不動産の売買･仲介・賃貸および管理
９．食料品、調味料、清涼飲料水等飲料、酒類の輸入および販売
10．煙草・米穀類および日用品雑貨の販売
11．贈答品カタログ通信販売
12．畜産物、水産物、農産物の加工
13．畜産物、水産物、農産物、それらの加工品およびその他食料品の売買
14．惣菜の売買および加工
15．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、98,400,000株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）
第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

（基準日）

第13条　当会社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

（招集権者および議長）

第14条　当会社は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

②　会社法309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（員数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

②　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（招集権者および議長）

第23条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役社長が招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

（招集通知）

第24条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第25条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第27条　当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規程）

第28条　当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（報酬等）

第29条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　会計監査人

（選任方法）

第31条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

（任期）

第32条　当会社の会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　当会社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第６章　計　算

（事業年度）

第34条　当会社の事業年度は、毎年１月１日より同年12月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第35条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

（中間配当および基準日）

第36条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第37条　剰余金の配当がその支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

②　第23回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条（監査役の責任免除）第２項の定めるところによる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第２条　定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。

②　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成11年９月30日（変　　更）
平成14年３月29日（一部変更）
平成15年３月27日（一部変更）
平成15年10月１日（一部変更）
平成16年３月26日（一部変更）
平成17年12月28日（一部変更）
平成18年12月22日（一部変更）
平成19年４月16日（一部変更）
平成19年５月31日（一部変更）
平成20年３月28日（一部変更）
平成21年３月27日（一部変更）
平成22年１月６日（一部変更）
平成22年３月26日（一部変更）
平成23年１月１日（一部変更）
平成23年３月25日（一部変更）
平成24年９月１日（一部変更）
平成28年７月１日（一部変更）
平成29年７月１日（一部変更）
2022年　３月25日（一部変更）
2023年　３月28日（一部変更）